

空き家実態調査について町会の皆様をお願いしたい内容

次のような手順で、7～10月の期間に空き家の実態調査を行っていただきます。

○ゼンリン住宅地図を購入します。

①該当するゼンリン住宅地図(冊子)の購入(秩父・吉田版、大滝・荒川版)

○町内の調査を行います。

①地図上の建物に番号を記入し、一覧表を作成します。

②地図上に番号を割り当てた建物が、実際に在るかどうか確認します。

※新築された建物で、地図上に表記されていない場合も、実際に建物が在る位置に番号を割り当てます。

③地図上に建物が在っても、実際には取り壊されている場合は、その旨を一覧表に記載します。

④建物が在る場合、その建物が空き家かどうか確認します。

⑤空き家である場合は、空き家ごとに調査票を作成します。

⑥調査票の主な内容

ア:所在地住所の確認(ゼンリン住宅地図の情報から)

イ:建物の種類(例:2階建て 瓦屋根 など)

ウ:建物や敷地内の状況(例:雑草が繁茂している、ゴミなどが残置されている など)

エ:建物の不良度を判定(不良度判定表に基づき、建物や敷地内の状態などを判定)

オ:建物の利活用を判定(利活用判定表に基づき、利活用できるかどうかを判定)

カ:建物や敷地内などの全景、不良個所をデジタルカメラで撮影

※撮影していただいたデータのファイル名称は、①で作成した一覧表の「建物番号」に合わせて変更していただきます。

⑦調査した空き家の一覧表を作成します。

○建物番号を記入したゼンリン住宅地図、建物番号を記入した一覧表、空き家の一覧表と調査票、建物や敷地内を撮影した画像データを保存した記録媒体(SDカードやUSBメモリなど)を、秩父市(危機管理課)に提出します。

※提出していただいた、ゼンリン住宅地図及び記録媒体については返却します。

この調査は、各町会と委託契約を結ぶことで行う事業になります。

委託料についての考え方は、次の通りとなります。

○町会の世帯数に単価をかけた金額と、ゼンリンの住宅地図代(定価)を合わせた金額を基本額とさせていただきます。

○空き家の調査をしていただいた場合は、空き家の件数に空き家調査単価をかけた金額を、基本額に加えさせていただきます。